

# 磐田市おくやみガイド

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。  
今後必要な手続きについて、ご案内いたします。市役所での手続きについては、必要な持ち物をご用意の上、担当窓口へお越しください。  
ご不明な点がございましたら担当各課へお問合せください。

## 死亡届について

死亡の事実を知った日を含めて7日以内に届出をする必要があります。  
(国外での死亡の場合は3か月以内)  
一般的には葬儀会社が提出してくれますが、届出できる場所は、  
◎亡くなった方の本籍地 ◎届出人の住所地または所在地 ◎亡くなった場所  
のいずれかに該当する市区町村の役所になりますのでご注意ください。

次ページより、必要となる主な手続きと持ち物についてご案内いたします。  
ご不明な点は事前に市役所担当各課、または関係機関等へお問合せください。

(2021年4月現在)

## 目次

★健康保険、介護保険、年金について	2ページ
★税金に関すること	3ページ
★車両やバイクをお持ちの方	3ページ
★障害をお持ちの方	4ページ
★子どもに関すること	4ページ
★農地・山林、市営住宅、上下水道、市営霊園	5ページ
★印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードについて	6ページ
★各支所市民生活課連絡先一覧	6ページ
★その他の主な手続き（市役所以外）	7ページ
★各種手続きに必要な証明書等について	8ページ
☆法務局「法定相続情報証明制度」のご案内	

★健康保険、介護保険、年金について



亡くなった方について	手続きの内容	必要なもの等 ※認印はスタンプ印不可	担当課
国民健康保険に加入していた	国民健康保険被保険者証の返納	被保険者証 各種認定証	国保年金課資格管理グループ (本庁舎1階) 0538-37-4833 または各支所市民生活課
	葬祭費の請求	被保険者証 喪主が確認できる書類(会葬礼状・葬儀費用の領収書等) 喪主名義の預金通帳(ゆうちょ銀行を除く)	
後期高齢者医療制度に加入していた	後期高齢者医療被保険者証の返納	被保険者証 各種認定証(お持ちの方)	国保年金課賦課グループ (本庁舎1階) 0538-37-4863 または各支所市民生活課
	相続人代表者に関する届の提出	相続人代表者の預金通帳(ゆうちょ銀行を除く) 相続人代表者の認印	
	葬祭費の請求	喪主が確認できる書類(会葬礼状・葬儀費用の領収書等) 喪主名義の預金通帳(ゆうちょ銀行を除く)、喪主の認印	
介護保険被保険者証を持っていた  ※後期高齢者医療制度にも加入されていた場合は本庁舎1階の国保年金課でも手続きできます	介護保険被保険者証等の返納	被保険者証(申請中の方は資格者証) 負担割合証(お持ちの方) 負担限度額認定証(お持ちの方) 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(お持ちの方)	高齢者支援課介護保険グループ (iプラザ3階) 0538-37-4769 または市民課窓口グループ (本庁舎1階) または各支所市民生活課
	相続人代表者に関する届の提出	相続人代表者の預金通帳(ゆうちょ銀行を除く) 相続人代表者の認印	
高齢者福祉サービスを受けていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の自立支援事業(配食サービス)利用廃止届の提出</li> <li>緊急通報システム利用中止の申出</li> </ul>	担当課(右記)までお問合せください	高齢者支援課事業給付グループ (iプラザ3階) 0538-37-4869
農業者年金に加入していた	農協へ提出する死亡関係届出書の発行	担当課(右記)までお問合せください	農林水産課農地管理グループ (西庁舎1階) 0538-37-4813

市役所以外での手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
国民年金やその他の年金に加入中、または年金を受給していた	加入または受給している年金により手続き方法や必要書類が異なりますので、浜松東年金事務所へお問合せください 053-421-0192

## ★税金に関すること



亡くなった方について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
市税を納めていた	相続人代表の届出	担当課（右記）へお問合せください	市税課土地グループ （本庁舎1階） 0538-37-4809
磐田市内に土地または家屋を所有していた	現所有者の申告	担当課（右記）へお問合せください	
登記をしていない家屋を所有していた	未登記家屋異動届出書の提出	担当課（右記）へお問合せください	市税課家屋グループ （本庁舎1階） 0538-37-4809
市税等を口座振替で納めていた	口座振替の停止等	亡くなった方名義の口座からの引き落としは停止させていただき、納付書を送付いたします 詳細は担当課（右記）へお問合せください	収納課収納管理グループ（本庁舎1階） 0538-37-4810

### 市役所以外での手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
相続税の対象となる資産を持っていた	磐田税務署へお問合せください 0538-32-6111
準確定申告の対象となる収入があった	
磐田市内に土地または家屋を所有していた	静岡法務局磐田出張所へお問合せください 0538-32-2618

## ★車両やバイクをお持ちの方



亡くなった方について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
125cc以下の原付・小型特殊自動車（トラクター等）・ミニカーを所有していた	名義変更または廃車	担当課（右記）へお問合せください	市税課諸税管理グループ（本庁舎1階） 0538-37-3767

### 市役所以外での手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
軽自動車（三輪・四輪）を所有していた	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 050-3816-1777 8:45~11:45 13:00~16:00
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽二輪（125cc超~250cc以下の浜松ナンバーのバイク）を所有していた</li> <li>二輪の小型自動車（250cc超の浜松ナンバーのバイク）を所有していた</li> <li>浜松99ナンバーの小型特殊自動車を所有していた</li> </ul>	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 050-5540-2052 8:45~11:45 13:00~15:45
普通自動車を所有していた	磐田財務事務所 課税課 0538-37-2211

※125cc超の二輪車、三輪・四輪の軽自動車は、手続き内容によって必要な書類が異なりますので、必ず事前に手続き先へお問合わせください。

## ★障害をお持ちの方



亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等 ※認印はスタンプ印不可	担当課
各種障害手帳・重度障害者(児)医療費助成受給者証を持っていた	各種障害者手帳、受給者証の返納	各手帳・証書 来庁者の認印 相続人代表者の方の通帳と認印	福祉課障害福祉グループ (iプラザ3階) 0538-37-4919 または市民課窓口グループ(本庁舎1階) または各支所市民生活課
特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、扶養共済年金を受給していた、または加入していた	手当等の振込先変更の手続き他	担当課(右記)までお問合せください	福祉課障害福祉グループ (iプラザ3階) 0538-37-4919

## ★こどもに関すること



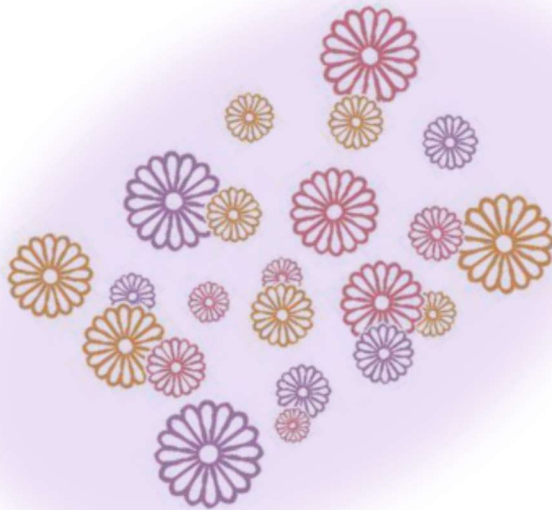
亡くなった方 について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
児童手当の受給者 だった	未支払請求	対象児童名義の通帳	こども未来課給付 グループ (iプラザ3階) 0538-37-4896
	受給者の変更 ※死亡日から15日以内に 手続きしてください	新しい受給者の健康保険証 新しい受給者名義の通帳	
こども医療費受給者証を持つ 保護者だった	保護者の変更手続き 加入保険の変更手続き	こども医療費受給者証 こどもの新しい健康保険証	
児童扶養手当の受給者	未支払請求	対象児童名義の通帳 児童扶養手当受給者証 ※受給者の変更については、 担当課(右記)へお問合せください	
児童扶養手当の対象児童 だった	資格喪失または減額	児童扶養手当受給者証	
ひとり親家庭等医療費助成金の 受給者だった	未支払請求	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 対象児童名義の通帳 ※受給者の変更については、 担当課(右記)へお問合せください	
ひとり親家庭等医療費助成金の 対象児童だった	支給対象児童の変更	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	



★ 農地・山林、市営住宅、上下水道、市営霊園



亡くなった方について	手続きの内容	必要なもの等 ※認印はスタンプ印不可	担当課
農地または山林を所有していた	静岡法務局磐田出張所への相続登記をしていただいた後、土地の相続等についての届出を農林水産課へ提出	農林水産課へお持ちいただくもの 相続登記がわかる書類 届出人の本人確認書類 届出人の認印(本人の自署が可能な場合は不要)	農林水産課農地管理グループ (西庁舎1階) 0538-37-4813
市営住宅に住んでいた	入居者変更等の届出	死亡届や死亡診断書の写し等、入居者の死亡が証明できる書類	建築住宅課住宅管理グループ (西庁舎2階) 0538-37-4851
水道料金、下水道使用料の契約者または口座振替名義人だった	使用中止または名義変更	担当課へお問合せください(右記)	上下水道料金センター 0538-58-3070
市営霊園の利用者だった	承継届の提出	お墓を継ぐ方の認印(本人の自署が可能な場合は不要) 埋火葬許可証 共葬墓地使用許可証(紛失された場合は再交付の申請が必要となります) 本籍地入りの住民票(お墓を継ぐ方が市外在住の場合のみ) 亡くなった方との関係がわかる戸籍等の証明書(お墓を継ぐ方と亡くなった方が別世帯の場合のみ)	環境課生活環境グループ (西庁舎1階) 0538-37-2702
市営霊園にお骨を納骨する	納骨届の提出 設置届の提出(墓石を初めて設置される方のみ)	墓地使用者の認印(本人の自署が可能な場合は不要) 埋火葬許可証 墓地使用者の認印(本人の自署が可能な場合は不要) 墓石のサイズがわかる図面	



★印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードについて

亡くなった方について	手続きの内容	必要なもの等	担当課
印鑑登録証を持っていた	返納またはご遺族で破棄 (返納の義務はありません)	返納の場合は印鑑登録証	市民課窓口グループ (本庁舎 1 階) 0538-37-4816 または各支所市民生活課
マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていた	各種の相続等手続き等終了後、返納またはご遺族で破棄 (返納の義務はありません)	返納の場合はマイナンバーカード・マイナンバー通知カード ※相続等手続き完了まで必要な場合もあります。	
住民基本台帳カードを持っていた	返納またはご遺族で破棄 (返納の義務はありません)	返納の場合は住民基本台帳カード	

★各支所市民生活課連絡先一覧

福田支所	市民生活課	市民担当	0538-58-2371	福祉担当	0538-58-2374
竜洋支所	市民生活課	市民担当	0538-66-9101	福祉担当	0538-66-9109
豊田支所	市民生活課	市民担当	0538-36-3150	福祉担当	0538-36-3150
豊岡支所	市民生活課	市民担当	0539-63-0027	福祉担当	0539-63-0037



★その他の主な手続き（市役所以外）



亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
社会保険・共済保険に加入していた	会社・組合へお問合せください
運転免許証を持っていた	磐田警察署（0538-37-0110）または西部運転免許センター（053-587-2000）へお問合せください。
クレジットカードを持っていた	カード会社にお問合せください
生命保険に加入していた	加入している保険会社にお問合せください
金融機関に預金があった	該当の金融機関にお問合せください
電気・ガス・電話・浄化槽・NHK 受信料などの契約者	契約していたそれぞれの会社にお問合せください
新聞・雑誌等の購読があった	新聞販売店・書店等にお問合せください
各種団体等に加入していた	加入している団体等へお問合せください
介護施設等を利用していた	介護施設等にお問合せください
お墓を所有していた（市営以外）	管理している事務所等にお問合せください

外国籍の方の手続き

亡くなった方について	手続きの内容・お問合せ先等
特別永住者証明書・在留カードを持っていた	亡くなったことがわかる書面の写しを添えて、名古屋出入国在留管理局浜松出張所へ返納してください 053-458-6496
亡くなった方の配偶者が外国人の場合	配偶者の在留資格によっては届出が必要な場合がありますので、名古屋出入国在留管理局浜松出張所へお問合せください 053-458-6496



## ★ 各種手続きに必要な証明書等について

死亡後の手続きに伴い、戸籍や住民票などが必要になることがあります。ご請求の際は、下記をご参照ください。請求先は、戸籍は本籍地・住民票は住所地の役所になります。

なお、死亡の事実が戸籍や住民票に反映されるまでには、死亡届が提出されてから日数がかかります。詳しくは請求先の役所にお問合せください。

### ◎戸籍（戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票 など）

種類	内容	請求できる人	料金
戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	戸籍の現在の状況がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の配偶者</li> <li>直系血族（子、孫、親、祖父母等）</li> </ul> ※上記以外の場合は委任状が必要です	450円
除籍全部事項証明（除籍謄本） 除籍個人事項証明（除籍抄本）	死亡、転籍、婚姻などにより戸籍内の全員が除かれたもの		750円
改製原戸籍	過去の法令改正により戸籍が編製された場合の直前の戸籍		
戸籍の附票	住所の異動履歴が載ったもの		300円

※謄本（とうほん）と抄本（しょうほん）の違いについて  
 謄本：戸籍の全員の情報が載ったもの  
 抄本：戸籍の一部の人についての情報が載ったもの

### ◎住民票（住民票、住民票の除票）いずれも1通300円（磐田市の場合）

※マイナンバー（個人番号）入りの住民票（除票）は請求できる人が限られています

種類	内容	請求できる人
世帯全員の住民票 世帯の一部の住民票	世帯の現在の状況がわかるもの 本籍地、続柄など記載内容を必要に応じて選んでいただけます	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主または同一世帯の人</li> </ul> ※上記以外の場合は委任状が必要です
住民票除票	死亡、転出などをした人が、すでに世帯から抜けたことがわかるもの	死亡後の手続きとして、相続人が亡くなられた方の住民票除票を請求される場合は、相続人であることがわかる書類（戸籍、遺言書等）が必要です 委任状が必要となる場合もありますので、詳しくは請求先の役所にお問合せください

窓口でのご請求には、本人確認書類が必要です。

☆運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものなら1点

☆健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳など顔写真がないものは2点  
 郵便での請求や県西部市町間での広域発行も行っています。請求できる人や内容に制限がありますので、詳しくは請求先の役所へお問合わせください。



磐田市役所市民課 0538-37-4816